

日時：令和 7 年（2025 年） 7 月 1 日（木） 14：00～
場所：横 須 賀 市 役 所 消 防 庁 舎 災 害 対 策 室

第 26 回 横須賀市環境審議会 みどり政策推進部会 会議次第

1 開 会

2 議 事

議題（１）「(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」の改定について

議題（２）「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

3 そ の 他

■事前配布資料

「次 第」

「資料１」 部会委員名簿及び専門委員名簿

「資料２」 関係職員及び事務局職員名簿

「資料３」 横須賀市環境審議会規則

「資料４」 横須賀市環境審議会傍聴実施要領

「資料５」 議事録の取り扱い

「資料６－１」 (仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略の改定について

「資料６－２」 (仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略（素案）

「資料７－１」 みどりの基本条例見直しについて

「資料７－２」 みどりの基本条例条文（案）

横須賀市環境審議会みどり政策推進部会

【委員名簿（敬称略）】

	氏 名	区 分	役職等
1	飯 島 健太郎 いい じま けんたろう	学 識 経 験 者 （ 公 園 行 政 ）	東京都市大学教授
2	沖 山 聡 おき やま さとし	学 識 経 験 者 （ 学 校 教 育 ）	横須賀市立小学校校長会
3	筧 修 一 かけい しゅう いち	市 民	公募委員
4	川 田 剛 かわ だ つよし	事 業 者 （ 農 業 ）	J A よこすか 葉山経済部長
5	高 梨 雅 明 たか なし まさ あき	学 識 経 験 者 （ み ど り 行 政 ）	一般社団法人 日本公園緑地協会会長
6	名 執 芳 博 な とり よし ひろ	学 識 経 験 者 （ 自 然 環 境 行 政 ）	公益財団法人 日本鳥類保護連盟理事
7	林 公 義 はやし まさ よし	学 識 経 験 者 （ 海 洋 環 境 教 育 ）	元横須賀市自然・人文博物館館長
8	松 行 美帆子 まつ ゆき みほ こ	学 識 経 験 者 （ 都 市 計 画 ）	横浜国立大学教授
9	矢 部 和 弘 や べ かず ひろ	学 識 経 験 者 （ 森 林 ・ 治 山 治 水 ）	東京農業大学教授

【専門委員名簿（敬称略）】

任期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

	氏 名	区 分	役職等
1	萩 原 清 司 はぎ わら きよ し	学 識 経 験 者 （ 水 域 環 境 ）	元横須賀市自然・人文博物館 学芸員

横須賀市環境審議会みどり政策推進部会 関係職員・事務局職員名簿

(事務局)

所 属	役 職	氏 名
建設部自然環境・河川課	課 長	引 本 敦 史
建設部自然環境・河川課みどり政策班	課長補佐	内 田 敦 大
	担 当 者	森 塚 晶 人
建設部自然環境・河川課 自然環境保全・活用担当課	担当課長	鈴 木 聖 基
	主 任	宮 川 雅 子

○横須賀市環境審議会規則

平成8年7月25日規則第47号
改正 平成23年4月1日規則第7号
平成24年3月30日規則第7号
令和元年9月25日規則第23号

横須賀市環境審議会規則を次のように定める。

横須賀市環境審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市環境審議会(以下「審議会」という。)の運営については、環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員)

第2条 委員は、市民、事業者及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24規則7・一部改正)

(委員長)

第3条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(平23規則7・一部改正)

(部会)

第5条 部会は、委員長が指名する委員10人以内をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会の委員が互選する。

3 部会長は、部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(平23規則7・全改、令和規則23・一部改正)

(専門委員)

第6条 専門委員は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 専門委員の任期は、担当する特別の事項の調査研究の期間とする。

(平23規則7・追加)

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平23規則7・旧第6条繰下)

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第7号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和元年9月25日規則第23号)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

横須賀市環境審議会傍聴実施要領

- 1 この要領は、横須賀市環境審議会（以下「審議会」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 審議会は原則として公開とする。ただし、審議会の審議内容等の都合により、審議会委員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 審議会の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
- なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、審議会閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、委員長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
- （1）審議会委員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
- （2）話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
- （3）はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
- （4）病気その他の理由により委員長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
- （5）飲食、喫煙をしないこと。
- （6）委員長の許可を得たとき以外は、メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。
- （7）むやみに席を離れないこと。
- （8）その他、審議会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 本要領の規定は、部会において準用する。
- 8 審議会の傍聴の実施に関する事務は、環境部環境政策課が行う。

[傍聴章]

No.	環境審議会	
傍	聴	章

議事録の取り扱い

「審議会等の設置及び運営に関する要綱」第11条に基づき、審議会の公開非公開にかかわらず、議事録の作成が義務付けられているため、会議内容を録音し、発言者の氏名を明記して発言の要旨を記載した議事録を作成します。

事務局が作成した議事録(案)は、ご発言された各委員に内容等を確認させていただいた上で、議事録として確定し、同要綱第12条第1項に基づき、総務部総務課へ提出（市政情報コーナーで一般の閲覧に供するため）するとともに、横須賀市ホームページへの掲載により情報提供します。

(参考) ○審議会等の設置及び運営に関する要綱(抄)

平成17年4月1日

(会議の運営)

第10条 会議の運営は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(3) 傍聴者への資料提供 委員に配付した資料については、配付部数に制限のある資料、会議開催の都度使用する資料等を除き、傍聴者に提供するものとする。ただし、配付資料に非公開情報に該当すると思われる情報が含まれる場合は、委員資料とは別に傍聴者に配付する資料を作成するものとする。

(議事録の作成)

第11条 所管課は、審議会等の会議の公開非公開にかかわらず、会議終了後、速やかに議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、会議の概要又は発言内容を記録するものとし、会議の経過及びその結果の要点が分かるように記載するものとする。

(議事録等の公表)

第12条 公開した会議については、議事録及び第10条第3号に規定する傍聴者に配付する資料(以下この条において「配付資料」という。)を閲覧に供するため、総務課へ提出しなければならない。この場合において、所管課は、議事録及び配付資料を、横須賀市ホームページへの掲載により情報提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、配付資料の横須賀市ホームページへの掲載を行わないことができる。

- (1) 配付資料が著しく多量であるとき。
- (2) 配付資料の大きさが日本工業規格A列3番を超えるなどの理由で、電子化が困難なとき。
- (3) 行政目的として著作物を複製した資料のうち、横須賀市ホームページへ掲載するに当たって著作権者の許諾を得る必要があるもの

(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略の改定について

1 みどりの基本計画の改定について

緑の基本計画は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められる「緑の基本方針」及び「緑の基本方針」を基に都道府県が定める「緑の広域計画」と整合を図り、策定されるものになる。都市緑地法は令和 6 年に改正され、まちづくり GX（緑地の保全及び緑化の推進）を推進していくものとし、気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の質・量両面での確保等を推し進めるものとなった。

現行の横須賀市みどりの基本計画の改定（平成 28 年 3 月）から令和 7 年度で 10 年が経過し、目標年度を迎えるため、本計画の改定を行うものである。本計画では都市緑地法改正の方針やまちづくり GX の考えを取り入れるだけでなく、緑化の保全及び推進により保全されてきた生物多様性について、現行計画でも施策等は入っていたが、今回目標を設定し施策等を明らかにすることで、生物多様性地域戦略としても位置づけられる計画とする。

2 前回部会での主なご意見と対応

前回部会でのご意見と対応（対応ページ順）

No.	ご意見等	対応	本資料 ページ	素案記 載箇所
1	基本的事項の「生物多様性」については、「みどり」についてのすぐ後の方がいい。 また、基本用語の保全・守る、再生、活用・活かす、増進・向上にある「生態系」はすべて「生物多様性」に置き換えたかどうか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	p5	基本的 事項
2	P2 計画の位置付けの 2 列目 生物多様性増進活動促進法は、環境省では「地域生物多様性増進法」としているの、変更すること。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	p6	p2
3	P6 文章の最後に、「これらのみどりの機能と生態系サービスは、以下の図に示すとおりに関連しています。」というような言葉を入れたらどうか。また、図の下部で、4つの生態系サービスを横断するような枠を下に作り、「生態系サービス」と入れたらどうか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。	p7	p6
4	SDGs の説明について、社会・経済が自然資本の上に成り立っていることを市民に理解してもらうために、自然資本に対する危機感を持つような表現を盛り込んでいただきたい。	ご指摘を踏まえ、SDGs のウェディングケーキモデルの図とそれを基にした解説コラムを作成しました。	p8	p10
5	みどりのネットワークに関して、市内のことだけではなく、市外とのみどりの繋がりも含めて、横須賀は重要な位置づけになることを明記していくとよいのではないかと。	2 章 p. 19 に広域的なみどりとしての横須賀市の位置づけを記載しています。広域的な視点における横須賀のみどりについて、追記しました。	p9	19
6	計画改定にあたって、生物多様性地域戦略を兼ねるということであれば、本計画の中で生物多様性という言葉をや、よりいろいろなところで記載した方がいい。将来像を「人々が生物多様性の恵みを享受できる」や、目標を「みどりの量と生物多様性」とし、基本方針 4 も「みどりと生物多様性の継承」としてはどうか。	ご指摘を踏まえ、将来像と目標に生物多様性を意図する言葉を追記しました。	p10	p44

No.	ご意見等	対応	本資料 ページ	素案記 載箇所
7	生物多様性を守っていけば持続可能に活用できるということを市民に分かりやすく伝えなくてはいけない。市民に対して、里山や水辺の活用が具体的にどういうものかを普及していくのが大事である。これについては活用事例を市民に聞いて把握していくこともできるのではないかな。	ご指摘を踏まえ、生物多様性の活用事例と保全・活用の大切さを示すコラムを追加しました。生物資源の活用や市民への普及については、基本方針3、4の各施策にて取り組んでまいります。また、生物資源の活用事例について、今後市民アンケートなどによって情報収集を行うことも検討してまいります。	p11	p56
8	農地の保全策で、よこすか野菜の市内外への宣伝など、農地を保全すると記載するだけでなく、これまで行ってこなかった、その先の内容についても検討していくといい。	当市で実施しているよこすか野菜のPRや、農地マッチングの事業を施策1-3に記載しました。	p12	p63
9	生物多様性について、どのような考えで横須賀らしい施策を行っていくか、ということを記載しないと一般的な考え方と差別化できない。生物多様性をどう土地利用や空間づくり、施設づくりに活かしていくかを明確にしないと具体的な取り組みとして展開できないのではないかな。	本市が有する自然を観光や地産地消など、人々の利用に活かすことが、本市の経済発展等に寄与し、結果として本市の魅力あるまちづくりに繋がると考えています。これらの所謂「自然の恵み」を持続的に利用していくための保全・活用策、また多くの市民に認知してもらうための普及・発信の施策を本計画案において位置付けていくことが重要であると考えます。具体例として、里山的環境や都市公園における生物多様性の保全、自然共生サイトへの登録、大矢部みどりの公園などのみどりを活かした公園づくり、博物館と連携した情報発信などです。それらの点を分かりやすく記載するよう努めます。より効果的な取り組み例や分かりやすい表現などの知見がございましたら、是非ご教示いただきたいと考えております。	-	-
10	市民に生物多様性を普及するのは困難である。そこで、博物館に生物多様性普及センターと銘打った機能を持たせてもいいのではないかなと思っている。	博物館と協議の結果、生物多様性センターとしての運用は現状難しいとのことです。ただし、博物館と自然環境・河川課で連携して情報の収集・発信、企業や市民団体の支援、環境教育の実施を強化してまいります。	-	-
11	防災の観点において、流域をベースにして防災モデルを考えていくことが大切である。流域に特徴のある前田川をモデル地区として、樹林の管理を考えていくと良い。	前田川流域を含む衣笠・大楠山近郊緑地保全地域の樹林地の保全・活用について考えて参ります。	-	-
12	子どもにとって環境の現状を知ることと、それらの環境が保全すべきものなのか、再生するものなのかといった側面まで学べたほうがよいのではないかなと思う。	環境教育では、学芸員など専門知識を有する者が直接講義するなどして、教材とする場所の自然環境の現状と在り方についても考えられるプログラムとしています。今後こういった環境教育をより強化してまいります。	-	-
13	P17 表題を「みどりと生物多様性の現状」としたらどうか。	表題の「みどりの現状」は市内の樹林地や都市公園など、土地形態としてのみどりを軸にしています。生物多様性に係る説明は「4. 横須賀市の生きもの」で重点的に解説しています。	-	-

3 骨子案からの変更点（追加点）

（１）コラムの追加

コラム一覧

No.	内容	頁
1	バイオミメティクス（バイオミミクリー）	p7
2	気候変動と施策	p9
3	SDGs ウエディングケーキモデル	p10
4	生物多様性のために私たちができること	p12
5	身近な自然のめぐみ	p56
7	よこすか野菜	p63
8	Park-PFI	p70
9	里山的環境保全・活用事業	p71
10	藻場の再生	p72
11	外来生物法	p73
12	事業者との連携協働	p74
13	学区の自然体験事業	p76
14	自然共生サイトにおける民間との連携	p77

（２）資料編の追加

資料編目次

No.	内容	頁
1	横須賀市のみどりに関する資料	p111～
2	みどりと生物多様性に関する 市民認識アンケート調査結果の概要	p117～
3	本計画改定の経過（答申後、情報更新予定）	p129～
4	みどりの基本条例（条例案確定後、掲載予定）	p133～
5	用語解説	p134～

（３）その他の変更点

その他の変更点一覧

No.	内容	頁
1	公園の面積の目標数値を変更 621ha→696.1ha（県立公園の面積を追加）	p48
2	自然共生サイトの目標面積を変更 193ha→193.9ha（端数を追加）	p48
3	「横須賀市のいきもの」追加	p29～p36

4 計画名称について

計画名称案：横須賀市みどりの基本計画 ～生きもののめぐみを未来へつなぐ～

[タイトルの選定まで]

○タイトルについては、他都市の事例を参考に、以下の3つの案が庁内ででた。

候補1：横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略

→緑の基本計画と生物多様性地域戦略を合わせた名称とする

(例：茅ヶ崎市「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」、
相模原市「第2次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」、
東久留米市「第二次緑の基本計画中間見直し 東久留米市生物多様性戦略」 など)

候補2：横須賀市みどりの基本計画 ～生きもののめぐみを未来へつなぐ～

→表題は緑の基本計画とし、生物多様性に関する副題をつける

(例：秦野市「秦野市みどりの基本計画～緑が育む、水とみどりあふれる、ふるさと秦野～」、
北区「北区緑の基本計画2020～ひといきいき みどりいきいき 育てる つながる北区～」
清瀬市「清瀬市みどりの基本計画～人とみどりをともに育てるまち きよせ～」 など)

候補3：横須賀市みどりの基本計画

→緑の基本計画のみとする

(例：守谷市「第二次守谷市緑の基本計画」、
新宿区「新宿区みどりの基本計画」 など)

○庁内での検討の結果、以下の意見を踏まえ、候補2を計画の名称案とした。

＜庁内での主な意見＞

- ・これまでのみどりの基本計画に生物多様性への取り組みを強化することで生物多様性地域戦略にも位置付けられる計画とすることから、表題を「みどりの基本計画」、副題を「生物多様性地域戦略」とした方がいい。
- ・副題は基本理念や目標像を基にしたスローガンのような言葉の方が馴染みやすいのではないかと。

■ 基本的事項

本計画の基本的な事項及び基本的用語を以下のとおり定義します。

● 「みどり」について

本計画で取り扱う「みどり」は「樹木・草花などの植物」「樹林地・草地・水辺地・岩石地・農地などに類する土地が、単独もしくは一体となって良好な自然環境や自然的景観を形成しているオープンスペース」「公園・広場・街路樹・民有地の庭」「生物の生息・生育・繁殖地」など幅広いものを対象とします。

これまで通り、本計画の対象が「緑」から連想される「植物」や「緑地」などよりも幅広いことを受け、「緑」ではなく「みどり」と呼称することとします。

● 「生物多様性」について

本計画で取り扱う「生物多様性」は「生物多様性基本法」及び「生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity／CBD）（略称：生物多様性条約）」の定義と同義とします。

生物多様性基本法の定義 （第二条 定義）	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること
生物多様性条約の定義 （第二条 用語）	すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む

● 本計画で用いる基本用語

保全・守る：みどりや生物多様性を、現状を踏まえて適切な状態に保つこと。

創 出：みどりを新たに生み出すこと、またその地域の生態系を人間の手でつくりだすこと。

再 生：損なわれたみどりや生物多様性を以前の状態や望ましい状態にして機能を取り戻すこと。

活用・活かす：みどりや生物多様性の機能を人々の生活等のために役立てること。

増進・向上：みどりや生物多様性がもつ機能を増やしたり、効果をより大きくしたりすること。

育てる・育む：みどりや生物を将来にわたり良好な状態となるよう働きかけること（維持・管理を含む）。

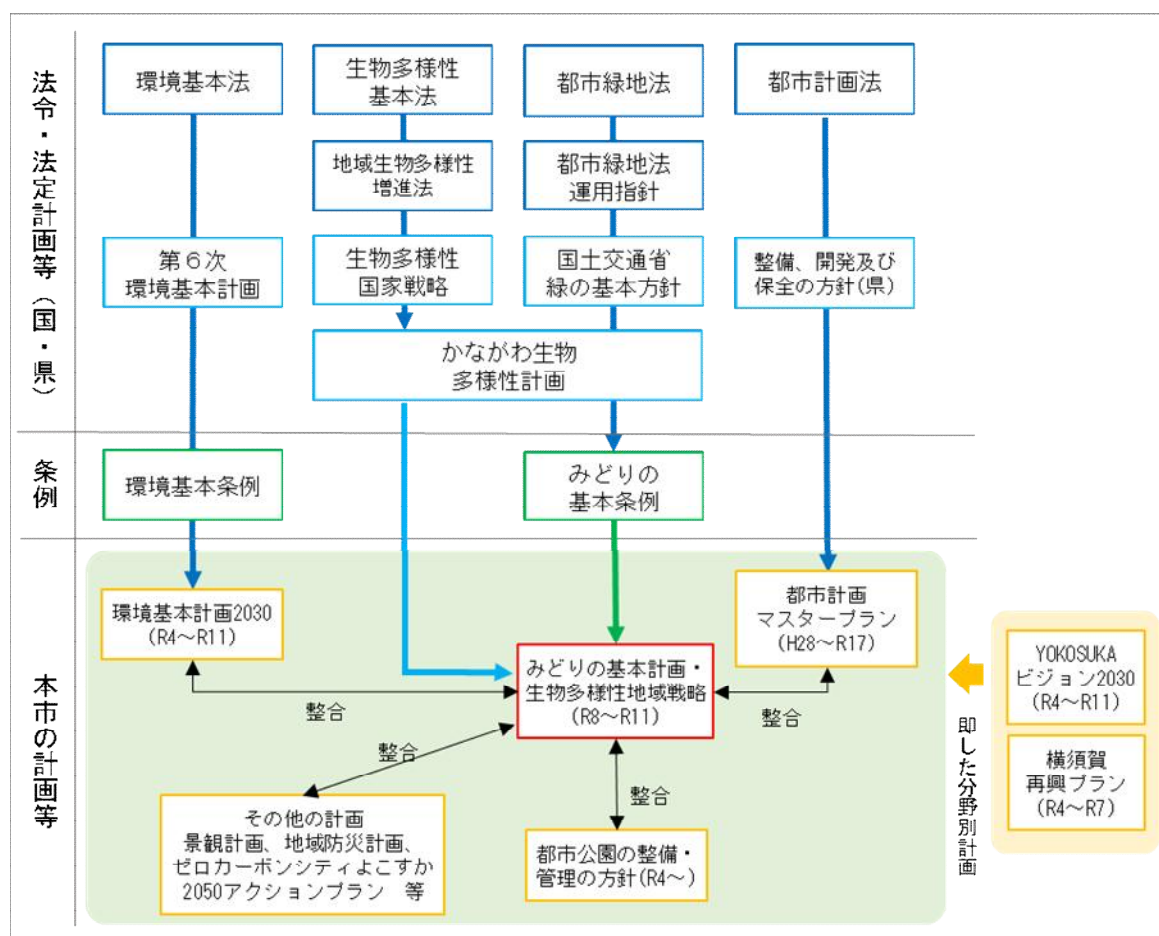
樹 林 地：樹木がまとまって存在する区域。このうち、斜面上の樹林地を「斜面緑地」とする。

生 き も の：動物、植物、菌類をはじめとした生命を持つもの。

生 態 系：ある地域に生息・生育するすべての生物とそれらを取り巻く環境やつながり（捕食や共生など）を包括したもの。

ネットワーク：防災機能や生物多様性の確保など、みどりが持つ機能系統の向上や連続性を持たせるためのみどりのつながり（みどりのネットワーク）。また、人々がみどりとみどりの間を移動するための遊歩道などの移動手段のつながり（人の移動のネットワーク）。

ご意見 No2 対応箇所

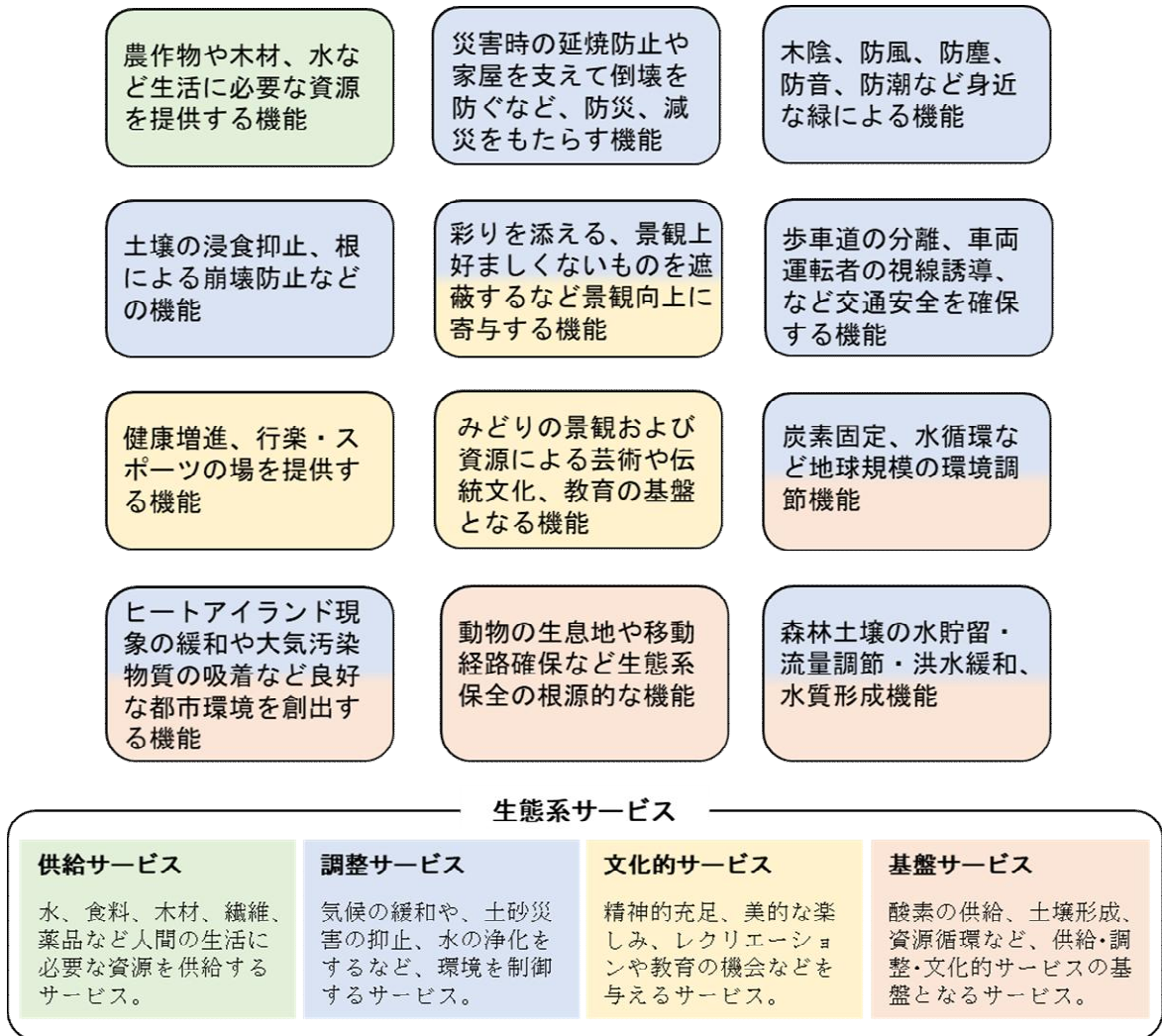


(3) みどりの機能と生態系サービス

みどりには様々な機能があり、これらの機能がより効果的に発揮されていくことが求められます。

また、生態系にも「生態系サービス」が存在し、それらは、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されます。これらのみどりの機能や生態系サービスは自然のめぐみとして我々の生活と密接に関係しており、安心・安全で快適な生活を過ごすために重要な役割を担っています。

みどりの機能と生態系サービスは重複している部分もあり、以下の図に示すように関連連しています。



みどりの機能と生態系サービス

コラム(案) ; SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)

平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにて、持続可能な開発のために必要不可欠な向こう 15 年間の新たな行動計画として「2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals、略称 : SDGs) として、17 のゴールと 169 のターゲットが示されました。平成 28 年 (2016 年) には SDGs の概念を示す構造モデルとして、「ウェディングケーキモデル」が提唱されました。このモデルでは「生物圏 (自然資本・環境)」、「社会圏」、「経済圏」の 3 層からなり、人間の経済・社会活動は生物圏 (自然資本・環境) を基盤として成り立っているとされています。

令和 6 年 (2024 年) に閣議決定された第六次環境基本計画においても「近年の環境危機の顕在化は、いわゆる SDGs のウェディングケーキの図に象徴されるように、経済社会活動が、自然資本 (環境) の基盤の上に成立し、自然資本の毀損が経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識を世界的に定着させつつある。」と明記され、生物圏 (自然資本・環境) の重要性が示されました。

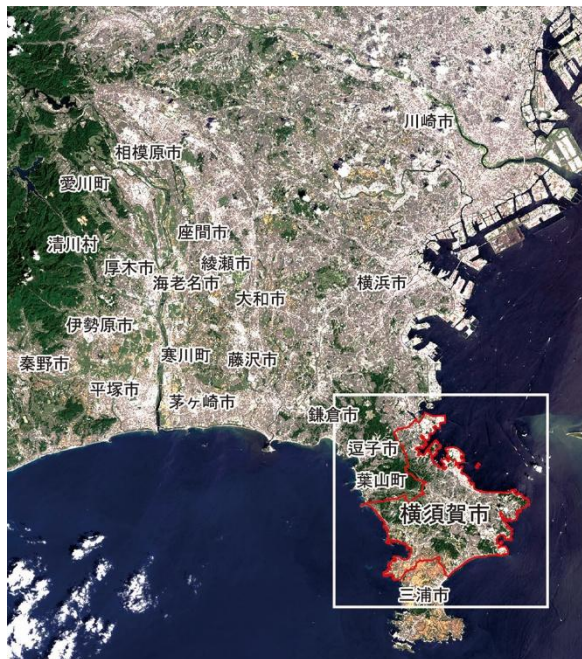


1) 広域的なみどり

ア 多摩三浦丘陵

本市には、田浦から大楠山、衣笠山、武山及び野比に連なる丘陵部にまとまったみどりが存在します。この丘陵部のみどりは、関東山地から太平洋に至る首都圏のグリーンベルトである多摩・三浦丘陵の一部を担っているほか、猛禽類の渡りの経路に含まれるなど、市域だけでなく首都圏における重要な自然環境となっています。

多摩・三浦丘陵の維持管理は、これまで行政区分により分断されて扱われてきましたが、それらを抱える自治体が「みどりはつなぎ手」という共通認識に基づき、市民・事業者・行政の協働による働きかけを行っていく取り組みを進めています。



出典：自然へのまなざし（ナチュラリストたちの大地）
岸 由二

基本理念

人と自然が共生し、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ

将来像

多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた自然のめぐみがあふれる「みどりの
中の都市」

目標

みんなの力でみどりの量を維持・向上させるとともに、生物多様性の向上などにより、みどりの
質を高めます

(1) 量の個別目標

- ・目にみえるみどりの維持・向上を目指します（緑被率；約 54.5%の維持・向上）
- ・みどり豊かなまちを目指します（近郊緑地保全区域；2 地区，約 1,012ha）
及び風致地区；5 地区，約 1,355.7ha の維持）
- ・都市公園（約 696.1ha）を維持するとともに、適切な配置を目指します
- ・自然共生サイトの目標面積を 193.9ha とし、生物多様性の保全エリアを増やします

(2) 質の個別目標

- ・みどりの機能を向上させ、人々の安全で快適な暮らしを提供します
- ・市民のニーズに合った都市公園の整備、管理と、民官連携による積極的な活用を
推進します
- ・様々な主体と連携して、ネイチャーポジティブの実現を目指します
- ・みどりや生物多様性の資源の持続可能な活用を推進し、未来へ引き継ぎます



基本方針

基本方針 1

みどりの保全・
創出と機能の
向上

基本方針 2

魅力ある公園
づくり

基本方針 3

生物多様性の
保全と活用

基本方針 4

みどりと自然の
めぐみの継承



13 の重点施策と 14 の継続施策

コラム（案）；身近な自然のめぐみ（作成中）

日々の暮らしの中で、私たちは自然のめぐみをたくさん享受しています。例えば海で魚釣りを楽しんだり、山でハイキングをし、景色や空気に癒されたりするのも、すべて自然からの贈り物です。

身の回りにどんな自然の恵みがあるかを考え、大切にすることがこれからも豊かな暮らしを続けるために大切です。まずは身近な自然に目を向け、そのめぐみを感じてみましょう。



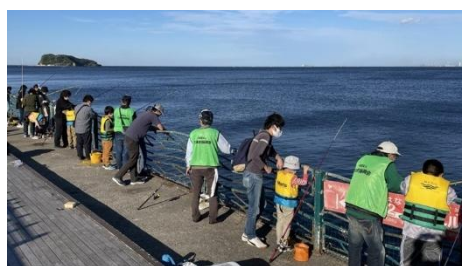
地元の食材を味わう



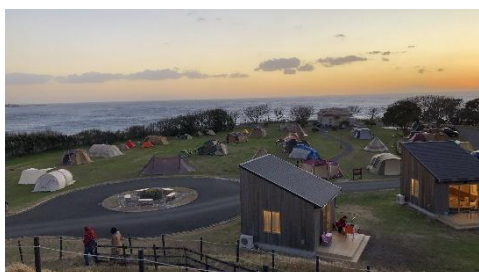
藻場の再生



自然の中での散策



海辺での釣り



キャンプ・グランピング



マリンスポーツ

《1-3》農地のみどりの保全



○継続事業 ○実施主体：市 ○関連者：市民等

●方針と目標

良好な都市環境の形成や災害防止等の多様な機能がある生産緑地の保全のため、特定生産緑地への移行促進を行うとともに、農業振興地域整備計画に基づく農業振興により、「農業振興地域内農用地」の保全を図る。また、農家と農地の土地所有者を結び付ける取り組みやよこすか野菜の PR を進めることで、耕作地や生産量の減少の防止を図る。このほか、環境配慮のための土づくりに対する補助を継続する。

●取り組み内容

- ・期限を迎える生産緑地を、特定生産緑地に移行に向けた、地権者に対しての情報提供
- ・農業振興地域整備計画に基づき、「農業振興地域内農用地」の面積を維持
- ・農家や農業を始めたい人と農地所有者のマッチングの拡大
- ・よこすか野菜の情報発信、イベント等での販売による PR
- ・緑肥作物を導入した土づくりに対する補助の継続

○担当部署：経済部

コラム（案）；よこすか野菜

横須賀では、生産量全国 8 位（令和 3 年度作物統計調査）のキャベツを中心に大根、カボチャなどのおなじみ野菜から、イタリアンやフレンチなどで使われるカラフルで珍しい西洋野菜まで、1 年を通して多種多様な野菜が生産されています。

こうした横須賀市内で生産される品質の高い野菜を「よこすか野菜」として認知度向上・イメージアップを図るため、生産者や民間事業者、地域の高校等と連携した取り組みを進めています。

また、よこすか野菜のレシピを載せたガイドブックの作成や SNS 等を活用し、市内外に PR を行っています。

